

「輸入食品の安全性確保に関する意見交換会」

輸入食品は安全なの？

— 消費者として知っておきたいこと —

2017年1月24日東京、1月30日大阪
一般社団法人 FOOD COMMUNICATION COMPASS
消費生活コンサルタント
森田 満樹

FOOD COMMUNICATION COMPASSは 科学的根拠に基づく食情報を提供する消費者団体です

- * 2011年3月30日、消費者団体としてスタートしました。
- * 活動の目的: 消費者団体・事業者・行政・研究者と連携しながら科学的根拠に基づく情報発信を行うことで、消費者が冷静に食の問題に対処できる社会を作るために活動をしています。
- * 主な活動: ウェブサイト「FOOCOM.NET」で、食情報を無料で広く発信しています。活動を支援して下さる有料会員には、メールマガジンで詳細情報を届けています。

科学的根拠に基づく食情報を提供する消費者団体

FOOCOM.NET
FOOD COMMUNICATION COMPASS

FOOCOMのご案内 | お知らせ | よくあるご質問 | RSS

検索

ホーム | 特集 | 専門家コラム | 食品表示・考 | 傍聴くんが行く | インタビュー | 有料会員向けメールマガジン目次

最新情報

高橋久仁子さん緊急寄稿! 「あしたのジョー」を信じていい? キリンメッツコーラの問題点(5/30)

脂質の多い食料を加熱調理するとPAHsが発生する(5/29)

クラシック音楽から聞こえてくる害虫の音色は(柏田雄三さん)(5/29)

深刻化する除草剤耐性雑草〜傾向と対策(5/28)

試し読み! 有料会員向けメールマガジンを無料で3号、送您します(5/25)

食品ニュース・今日のリンク集

2012年6月1日

共同通信・韓国、新たに7選県に検査証明 水産物の輸入規制強化…他

⇒ その他一覧を見る

FOOCOM.NET
FOOD COMMUNICATION COMPASS

会員募集

科学的根拠に基づく食情報を消費者に提供するために、ご協力ください。

お知らせ

FOOCOM会員、執筆者がかわかる催し、講演(5/24)

●6月2日(土)15時岡山県消費者月間記念講演会
松永和紀講演「食の安全安心と情報の読み解き方を考える〜放射能汚染…」【全文を読む】

⇒ お知らせ一覧を見る

特集

高橋久仁子さん緊急寄稿! 「あしたのジョー」を信じていい? キリンメッツコーラの問題点 **NEW**

キリンメッツコーラの「あしたのジョー」が出てくるCMを初めて見たとき、これはやり過ぎだ、と思った。いや、悪質だ、と感じた。さて、どのような原稿を書いて問題提起しようか? 考えていたら、フードファディズム研究で有名な群馬大学教育学部教授の高橋久仁子さんからご連絡をいただいた。「これを飲みながらなら、脂っこい食事でもそれをチャラにしてくれる、と思わせる内容は、あまりにも誇大では?」と仰る。まさに、私の感じていたことをズバリ、と言い当ててくださった。…【全文を読む】

FOOCOM Links
お役立ちリンク集

代表 森田満樹
(消費生活コンサルタント)
事務局 松永和紀
(科学ジャーナリスト)

なぜ輸入食品に不安を感じるのか？

1. これまで残留農薬や添加物等の違反事例が報告され、様々な事件も起きている。それなのに検査は1割しか行われておらず、安全対策は十分とは言えないのではないか？
2. 国際化が進む中、米国の圧力などで日本の食品安全基準が脅かされるのではないか？



消費者として知っておきたいこと

1. 輸入食品の安全性確保対策の実態
2. 食品安全の基準がどう決められているのか
3. 食品のリスクから食の安全を考える

近年、食の安全にかんする様々な事件が起こり、 様々な情報が発信されている

時期	概要	関係法令
2000年6月	低脂肪乳等を原因とする大規模食中毒事件	食品衛生法
2001年9月	日本におけるBSE牛発生の報告	食品衛生法等
2002年	中国産冷凍ホウレンソウの残留農薬問題	食品衛生法
2007年6月	牛ミンチの異種製品の意図的混入と虚偽表示事件	不正競争防止法等
2005年	中国産ウナギのマラカイトグリーン問題	食品衛生法等
2007年10月	和菓子製品の解凍・再包装、不適正表示問題	JAS法、食品衛生法
2008年1月	中国産冷凍餃子の薬物中毒事件	食品衛生法
2008年9月	事故米の流通問題	食品衛生法、JAS法
2011年3月	原発事故後、食品の放射能汚染の不安高まる	食品衛生法
2011年5月	外食店提供ユッケで腸管出血性大腸菌食中毒事件	食品衛生法
2012年8月	白菜浅漬けによる腸管出血性大腸菌食中毒事件	食品衛生法
2013年12月	冷凍食品の農薬混入事件	食品衛生法
2015年1月	異物混入に関する様々な報道	食品衛生法
2016年1月	食品廃棄物横流し販売事件	廃棄物処理法

週刊誌やネットメディアでは、輸入食品の危険を煽る記事が繰り返し掲載されている

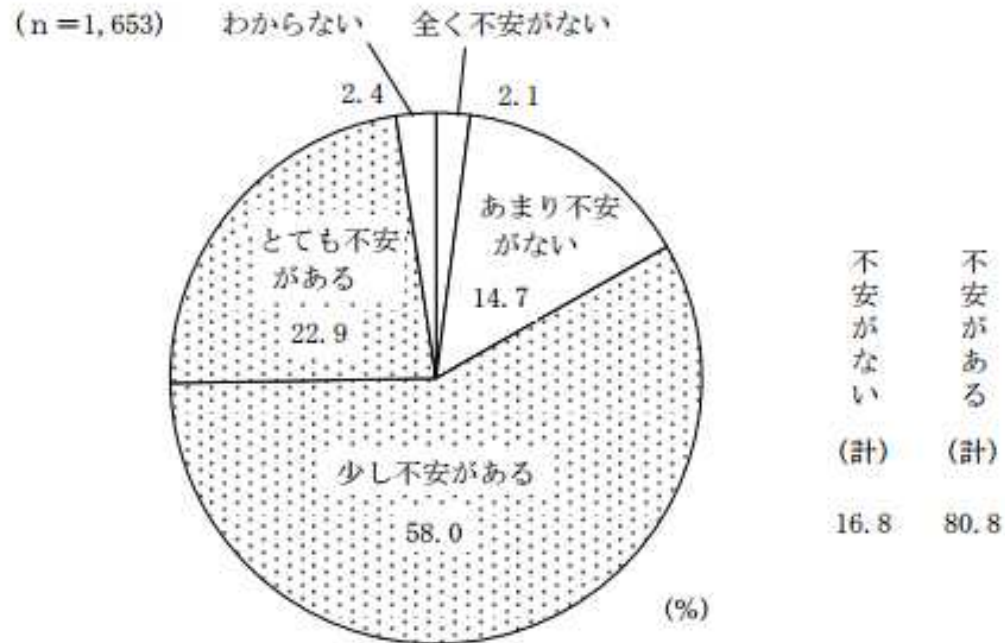


(東京都・2016年2月公表「食品の購買意識に関する世論調査報告書」より)
輸入生鮮食品の安全性について、8割が「不安がある」

図3-3-1

(全員に)

Q15 輸入された生鮮食料品の安全性についてどう思いますか。この中から1つだけお答えください。



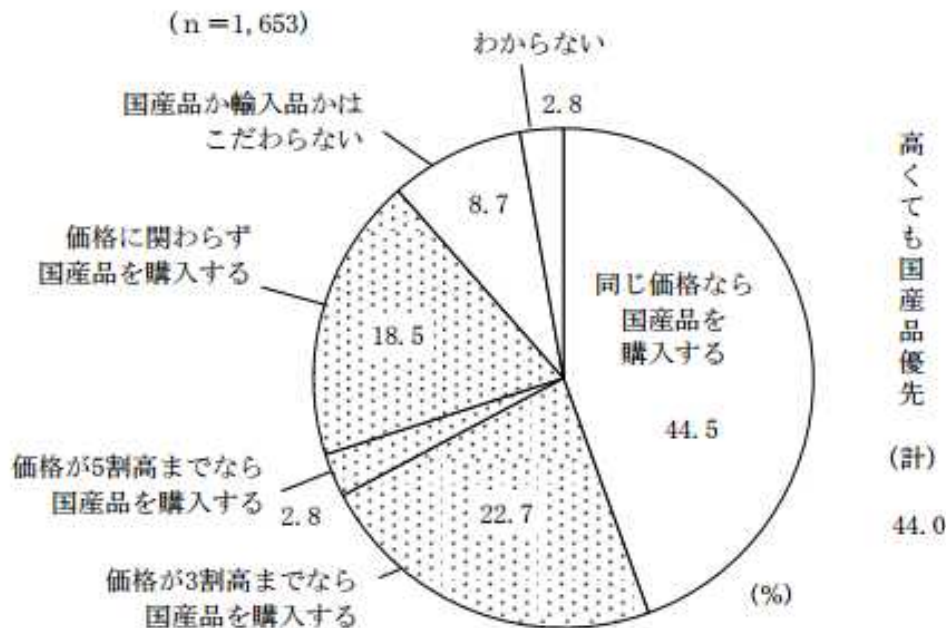
(注)『不安がない (計)』は「全く不安がない」「あまり不安がない」の合計

『不安がある (計)』は「とても不安がある」「少し不安がある」の合計

(東京都・2016年2月公表「食品の購買意識に関する世論調査報告書」より)
 「高くても国産品を優先」して購入するのは44%

図1-7-1
 (全員に)

Q7 一般的に、生鮮食料品については、国産品の方が輸入品よりも価格が高い傾向にあります。同じ種類・同じ量の国産品と輸入品があった場合、価格がどの程度割高までなら国産品を優先して購入しますか。この中から1つだけお答えください。



(注)『高くても国産品優先 (計)』は「価格が3割高までなら国産品を購入する」「価格が5割高までなら国産品を購入する」「価格に関わらず国産品を購入する」の合計

前問で輸入品に不安があると答えた人ほど、国産品にこだわる傾向にある

消費者として、まずは知っておきたいこと

食品の安全性は、食品衛生法によって輸入食品でも国産品でもまったく同じ基準（残留農薬、食品添加物、微生物など）が適用される。

→国内で流通している食品は、輸入食品も国産品でも安全性は同じ。

*たとえば、中国で日本へ輸出される食品は、土づくり、ほ場、運搬、製造、出荷まで工程ごとに厳しく管理されている。中国国内で流通する食品（中国の基準に従うもの）とは、別のもの

1. 輸入食品の安全性確保対策の実態

- 輸出国対策、輸入時対策、国内対策を一貫した施策として、輸入食品の安全性の確保が行なわれている(本日の講演1)。
- 輸入時対策において、検疫所では食品ごとのリスクに応じて書類審査と検査が行われている。検査は、違反を一定の確率で把握できるよう、年間計画が定められている。
- 検査の結果、法違反の可能性が高いと判断される食品については命令検査が行なわれ、食品衛生法に違反する食品が輸入されないような仕組みとなっている。
- 最近では残留農薬等だけではなく、海外の食中毒事件など最新の傾向に応じて病原微生物に係る検査が強化されるなど、メリハリのある検査が行われている。

検査は対策の1つであり、その位置づけを明確に。

今後も増え続ける輸入食品のリスクに応じて、効率的に行ってほしい。

【輸出国対策】輸出国において、日本向けの製品は日本の基準にあわせて管理されるよう指導が行なわれている。

◆消費者団体として2011年11月、日中の輸入冷凍野菜事業者、中国の行政機関(中国質量監督検験検疫総局進出口食品安全局)、日本大使館などの関係者による共同会議が開催され、視察しました。その際にほ場・食品工場・検査機関も見学しました。
(会議の議題)

- ・日本向け冷凍野菜製造工場(ほ場含む)に求める品質管理基準評価制度
- ・残留農薬検査技術の相互比較について

(ほ場での農薬管理見学)

(工場でのフードディフェンス見学)



ブロッコリー畑



【国内対策】都道府県の食品監視・指導が行なわれる

- 都道府県で流通している食品について、収去検査(抜き打ちで食品を選び、様々な項目で違反品があるかどうか検査を行う)が行なわれる。
- たとえば東京都の平成26年度違反調査結果では、国産の違反が0.07%、輸入食品が0.07%で、違反率は同程度であった

	国産品			輸入品		
	検査品目数	違反数	違反率	検査品目数	違反数	違反率
魚介類及びその加工品	5,729	3	0.05	710	-	-
冷凍食品	547	-	-	1,017	1	0.09
肉・卵類及びその加工品	7,762	4	0.05	5,032	-	-
乳・乳製品等	2,966	13	0.43	330	-	-
農産物及びその加工品	7,491	1	0.01	9,719	5	0.05
菓子類	6,435	7	0.11	757	2	0.26
飲料・氷雪・水	2,356	1	0.04	559	3	0.54
その他の食品	11,974	2	0.02	1,077	2	0.18
添加物	11	-	-	3	-	-
器具及び容器包装、おもちゃ	273	-	-	66	-	-
合計	45,607	31	0.07	19,270	13	0.07

検査から管理へ

- 日本の輸入食品の安全確保対策は、これまで検疫所における輸入時検査が重視され、その内容が伝えられてきた。輸入食品の届出件数が増えている中で、単に検査率を上げるのではなく、より効果的な取り組みが求められているのではないか。
- 欧米では水際検査は日本ほど行なわれていない。輸出国の施設を登録制にしたり、輸出国で HACCP によって生産されていることを輸入の条件としており、必要に応じて輸出国の畜産物や水産物の施設を中心に検査を行っている。
- 日本でも「輸出国登録施設制度」が導入され、輸出国における衛生対策が強化、推進されて、輸入食品の安全性が向上することを期待したい。輸出国対策の充実を望む。

日本人は検査(特に全量検査)が好きだが、
その意味についても考えよう

食の安全に関する世界の動向

● 食品安全に関する国際的考え方

食品の安全に「100%安全」はなく、リスクの存在を前提に、これを科学的に評価し、管理すべきという考え方(リスク分析手法)

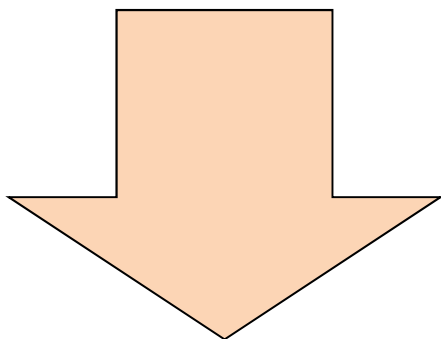
→ 日本では食品安全基本法の制定
食品安全委員会の設置
(2003年7月)



日本の食品安全行政にリスク分析手法が導入された(2003年食品安全元年)

【基本原則】

- 消費者の健康保護の最優先
- リスク分析手法の導入
(科学的根拠の重視)



- 食品安全基本法の制定
- 食品安全委員会の設置

(2003年7月)

手段

- 農場から食卓まで(フードチェーン)の一貫した対策



後始末より未然防止

最終製品を検査するよりも工程ごとの管理が重要

日本の食品安全行政

「リスク分析」とは：問題発生を未然に防止したり、悪影響の起きる可能性を低減するための枠組み

リスク評価
(科学的評価)

食品安全委員会
健康影響評価



リスク管理

(政策決定実行)

厚労省、農水省、消費者庁等
規格基準の設定、監視等



リスクに関する情報、意見の相互交換

リスクコミュニケーション

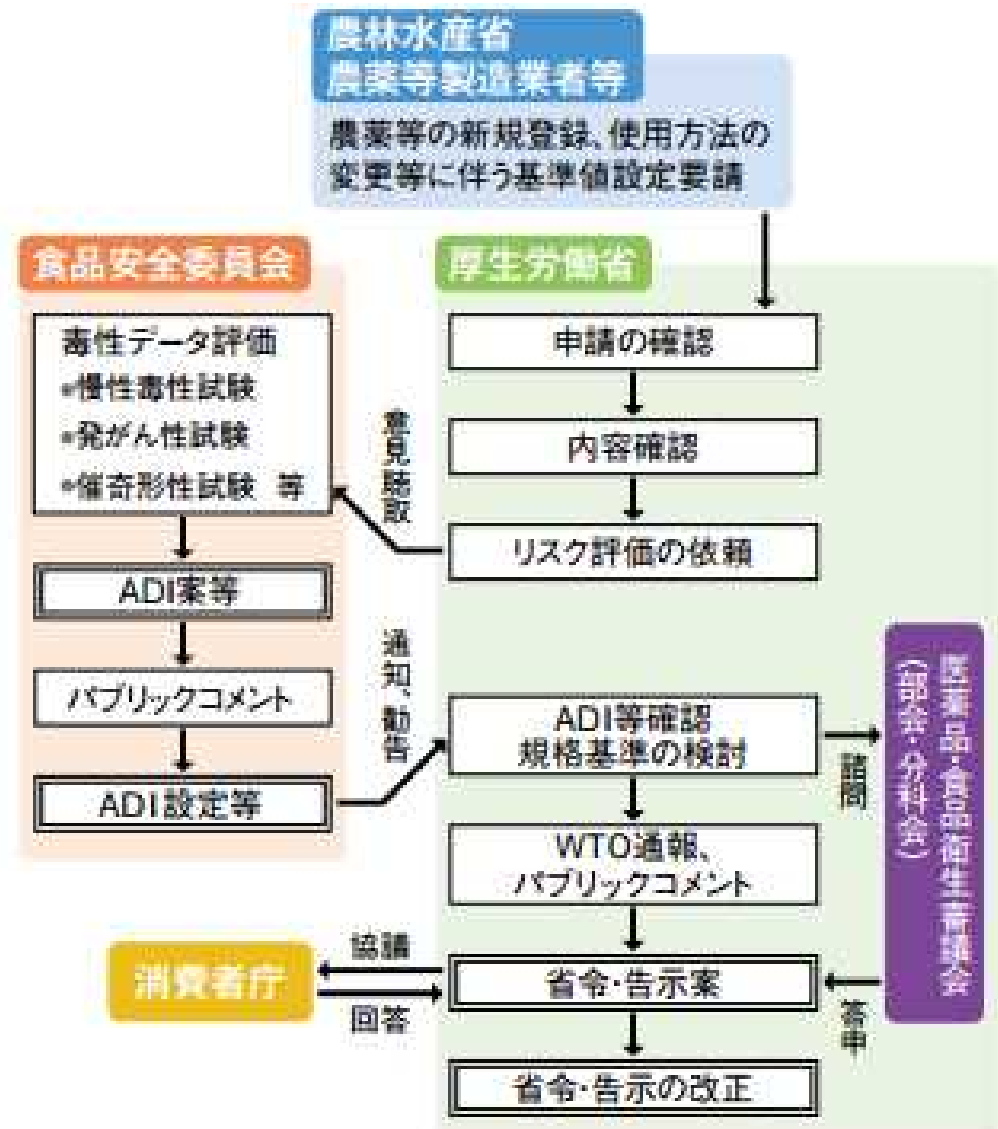
消費者・事業者・流通事業者

リスク分析手法による残留農薬基準設定の流れ

* 農薬ごとのリスク評価は、リスク管理機関とは完全に独立した食品安全委員会が、中立、公正の立場で行いADI(一日摂取許容量)を設定し、厚生労働省に通知、勧告をします。

* 厚生労働省では、食品安全委員会が出したADIから規格基準を検討し、医薬品・食品衛生審議会に諮問して決定します。

* 基準値ができれば、国産食品でも輸入食品でも基準値超過は法律違反になります。基準値は管理のためのモノサシです。



2. 食品安全の基準がどう決められているのか

消費者の不安

1. 米国からの圧力で、残留農薬や食品添加物の基準が緩和されるのではないか？
2. 遺伝子組換え食品の表示を不要とさせられるのではないか？
3. 輸入レモンなどの収穫後(ポストハーベスト)農薬使用について、さらに緩和されるのではないか？
4. 米国の牛はホルモン剤を使用しているが、EUでは禁止しており、安全性に問題はないか？



日本がどんなに豊かな国になっても、「健康」は輸入できません。

TPPによる関税の撤廃は、低価格と引き換えに、食の安全基準まで崩してしまうおそれがあります。

TPP(環太平洋経済連携協定)が締結されるのは、海外から産物の農産物が自由に輸入され、それらが日本国内のスーパーマーケットに並びます。しかし、40%以上は「安全」は含まれていないのです。日本では許可されていない食品添加物の使用の可能性や、残留農薬の規制緩和、遺伝子組み換え食品の輸入拡大など、さまざまな不安要素は、私たちの食生活に悪影響を及ぼすおそれがあります。そのおそれを軽減するための対策で、改めてTPPを断念させる必要があるのではないでしょうか。

TPP参加の議論は、関税撤廃による産物の低価格だけでなく、食の安心・安全の問題でもあります。私たちはもちろん、未来を生きる子どもたちに安全な食糧を提供するために、TPP参加について、もっとも議論すべきだと私たちは考えます。

TPP参加について、もっともっと議論したい。



JAグループ茨城



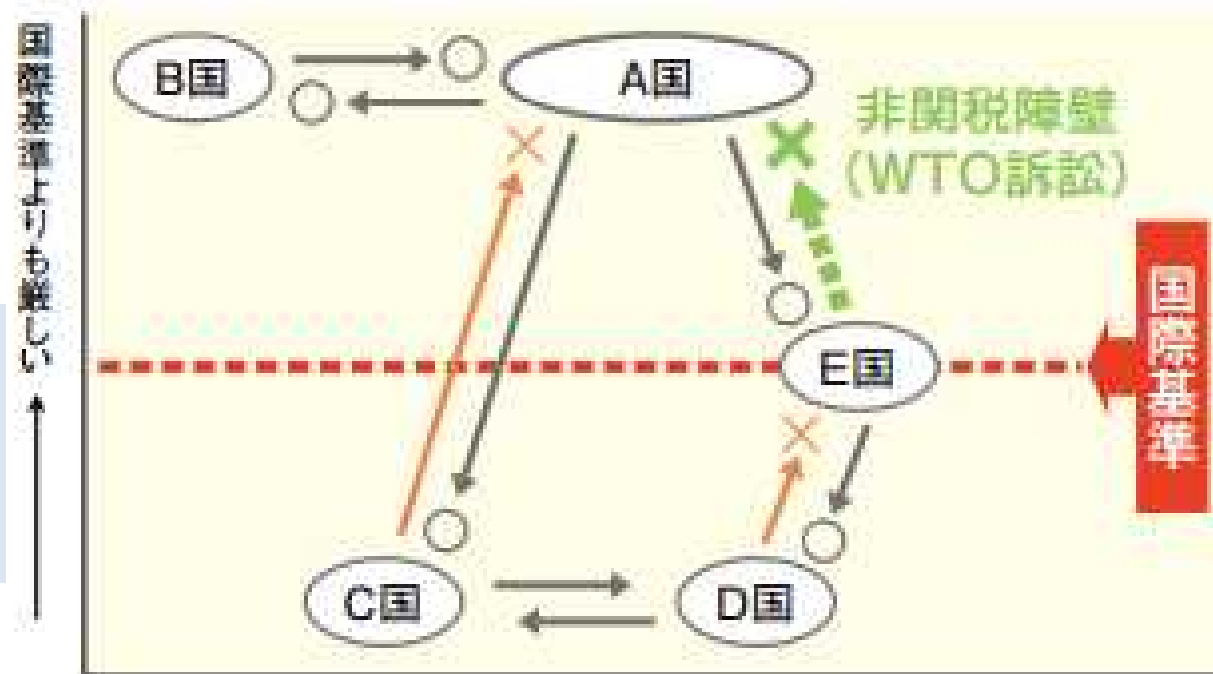
生産パルシステム茨城
pal-system

TPP反対の意見広告(JA茨城)

食の安全とSPS協定

各国の食の安全性については、1995年に締結されたSPS協定で確保される。科学的に正当な理由がある場合、国際基準よりも厳しい措置が導入できるが、科学的根拠が無ければ非関税障壁となる

科学的根拠となるADIは、国際基準で定められている



A国の基準は国際基準よりも厳しく、科学的根拠があって厳しくしているのであればC、D、E国からの輸入を制限できるが、科学的根拠が無ければ非関税障壁となる。

SPS協定とは

- SPS協定（衛生植物検疫措置の適用に関する協定）は、世界貿易機関（WTO）加盟国が自国の「人の生命と健康」「動物・植物の生命と健康」「食品の安全性」を確保するため、自由貿易への障壁にならないことを条件に、輸入制限などの措置をとる権利を認めた国際ルール。
- 国によって食文化も食料生産事情も異なり、基準や規制も異なる。日本の方が他国より基準が厳しいものもあれば、緩いものもある。その際はSPS協定にある科学的根拠（知見）に基づく国際基準の順守が基本となる。

Q 日本の残留農薬基準は各国に比べて厳しい？

	日本	国際基準	米国
①日本の基準値が 厳しい 場合【アジンホスメチル(殺虫剤)】			
アーモンド	0.01ppm	0.05ppm	0.2ppm
②日本の基準値と国際基準値が 同じ 場合【クロルピリホスメチル(殺虫剤)】			
小麦	10ppm	10ppm	6.0ppm
③日本の基準値が 緩い 場合【イミダクロプリド(殺虫剤)】			
ぶどう	3ppm	1ppm	1.0ppm

各国の基準は気候などによる農薬量の違いや、摂取量の違いがあり、どちらが厳しいということはない。外国の圧力で日本の基準が緩くなるのではとの懸念があるが、国際基準の調和が求められることが原則で、どちらかの国の基準に合わせるということではない。

Q 米国の3000の食品添加物がやってくる？

日本の食品添加物

- 指定添加物 449
- 既存添加物 365
- 一般飲食物添加物 約100
- 18類香料リスト 約3100
- 天然香料 約600

米国の食品添加物

- 直接添加食品添加物と副次食品添加物 約600
- GRAS物質 約380
- 届出GRAS物質 約260
- 自己認証GRAS物質 約400
- 合成香料 約2300
- 天然香料 約260

- * トータルでは4000ちかくと変わらないが、枠組みや数え方が違う。
- * 日本で使用OKでも米国で認められないものもたくさんある。
- * 日本では食品添加物申請に長い時間を要し、その点でこれからも米国から圧力が強まる可能性があるので今後の動向を注視したい。→十分な説明を！
- * 安全性が確認されていることが基本であり、安全性が確認されていないものは認められない原則は何ら変わらない。

Q 日本の遺伝子組換え食品表示制度はなくなる？

- これまでにTPPの交渉の中で、遺伝子組換え食品表示制度が議題に上がったことはない
- 現在、GM食品を義務表示としている国は、50カ国くらいある(表示に関する国際規格やガイドラインは定められていないので、各国によって規制は異なる)
- 米国内でも遺伝子組換え食品表示の義務化が決まっている
- 以上の状況からも、日本の遺伝子組換え食品表示がなくなることはない

Q アメリカとカナダで承認された遺伝子組換えサケがやってくる？

厚生労働省ウェブサイト「食品の安全に関するQ&A」より抜粋

- 現時点では事業者からの申請はなく安全性審査は行われていないので、日本における輸入や販売は禁止されている
- 現時点ではアメリカとカナダでは商業生産はされていないが、今後販売されたら検疫所のモニタリング検査が実施される

Q ポストハーベスト農薬は安全か？

- 日本では食品衛生法上、収穫前に使用する化学物質は農薬、かび等による腐敗等の防止の目的で、収穫後に使用する防かび剤は食品添加物として整理している。防かび剤を食品添加物として使用を認めているのは、あくまで使用時期による分類の違いによるものに過ぎない。安全性の審査はリスク分析手法に基づいて定められ、安全性は確保されている。

Q 今後のアメリカとの交渉で、審査方法は変わるか？

- アメリカとの交渉では、収穫後に使用される防かび剤は、引き続き食品添加物として取り扱うことを前提に承認手続きを効率化される。具体的には、同じ防かび剤であっても使用のタイミングによって、収穫前は農薬、収穫後は食品添加物と、承認のための手続きが異なるものを一体的に実施することで手続きを迅速化するもので、審査の省略や、食品安全に関する基準の緩和を行うものではない。また表示制度は変わらない。

Q 牛や豚に使用される肥育促進剤（肥育ホルモン剤、ラクトパミン）が使用された肉は安全か？

- 肥育促進剤が食肉中に残留し、摂取されたとしても、人の健康に悪影響を与えることがないように、科学的根拠に基づき基準を定めている。世界的に見てもアメリカ、カナダ、オーストラリアで肥育促進剤の使用が認められており、国際基準（Codex 基準）においても、適正に使用される場合、人の健康への悪影響はないと判断されている。

Q EUではなぜ禁止しているのか？

- EU は、肥育ホルモン剤について、安全性を評価するためのデータ等が不十分であり、人の健康影響に関する評価を行うことができないと主張し、肥育ホルモン剤の使用や肥育ホルモン剤が使用された食肉の輸入を禁止している。しかし、国際的には、EU の措置は科学的根拠に裏打ちされたものではないとされている。

3. 食品のリスクから食の安全を考える

危ない食品とは・・・Hazard(危害要因)を含む食品

ハザードとは

- 有害微生物等：腸管出血性大腸菌O-157、カンピロバクター、リステリア、サルモネラ、ノロウィルス等
- 生産資材由来：農薬、食品添加物、動物用医薬品等
- 環境汚染物質：カドミウム、ヒ素、メチル水銀等
- 加工生成物質：アクリルアミド、クロロプロパノール等
- 物理的危害：放射性物質等
- 食品中のアレルゲン、ヒスタミン等
- いわゆる健康食品、サプリメント等

食の安全と、「リスク」とは

ハザードとは ~危害要因

- 悪影響をもたらす可能性のある食品中の物質または食品の状態
- 有害微生物、自然毒、カビ毒、農薬、食品添加物、化学物質、重金属、放射性物質など

リスクとは ~危害の可能性

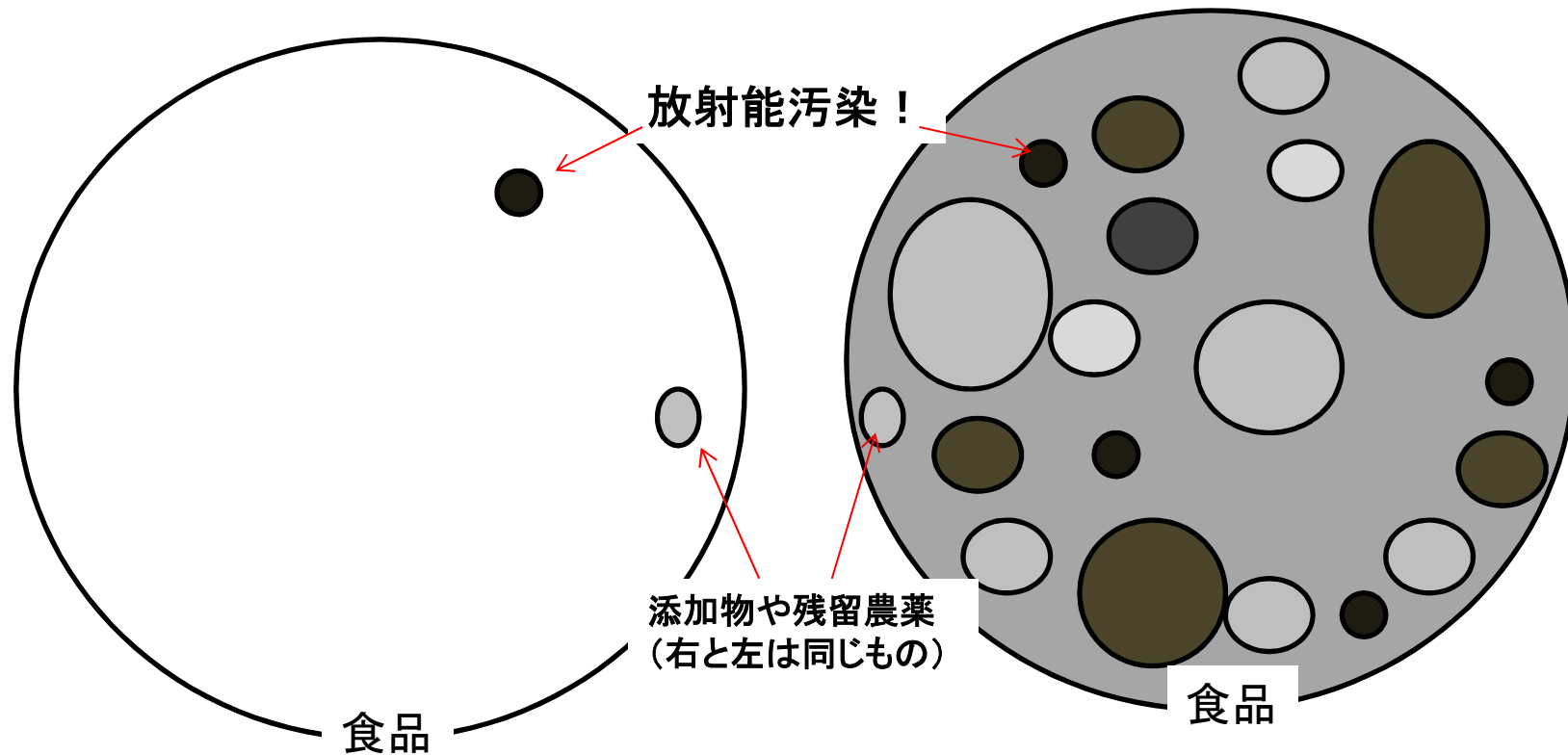
- ◆ ハザードが存在する結果生じる健康への悪影響の可能性(確率)

リスク＝ハザード(有害性)×摂取量

何をどれだけ食べるか

食品、イメージで表現すると.....

→食品はリスクゼロではない



一般の人の
食品の汚染についてのイメージ

食品リスク研究者の
食品の汚染についてのイメージ

国立医薬品食品衛生研究所安全情報部第三室長

畝山 智香子先生の『「安全な食べもの」ってなんだろう？ 放射線と食品のリスクを考える』(日本評論社)より

農薬と食品添加物の安全性は

- 農薬や食品添加物でがんになることはないようにリスク評価、リスク管理が行なわれている
- 基準値は安全か危険かの境目ではなく、管理をするための値であり、基準値を2倍、3倍超過しても、健康影響は無い
- 一般に流通している食品は、保健所等で収去されて、農薬や食品添加物が基準値を超えることがないか、検査されている
- 輸入食品は輸出国対策、輸入時対策も行われている

むしろ注意すべきは...

食中毒統計の数字は氷山の一角

- 厚生労働科学研究報告書「日本における食中毒被害実態の疫学的手法による推定」(2013年9月食品衛生研究)によると...

- カンピロバクター350万人
- サルモネラ72万人
- 腸炎ビブリオ6万人

食中毒はもっとも身近なリスク



輸入食品も新たな脅威に対応を

カンピロバクター		
年度	全国データからの推定(平均値)	食中毒患者報告数
2006	4,107,351	2,297
2007	5,320,324	2,396
2008	4,456,026	3,071
2009	3,367,972	2,206
2010	3,418,980	2,092
2011	3,498,111	2,341

輸入食品について考えたいこと

- 輸入食品の安全性については、輸出国対策、輸入時対策、国内対策に大きく分けられ、それぞれ対応がとられている。今後の輸入食品の増加に対応して、リスクに応じたより効率的な対応と丁寧な説明が求められる。
- 開発途上国では、労働環境に関する問題がしばしば指摘され、問題が起こることがある。現場では実態を把握し対策をとる必要があり、フードディフェンス対策など様々な対応がとられている。
- 日本の消費者の要求が、開発途上国の生産者や労働者に与える影響についても、思いを馳せることも大切ではないか

消費者基本法の消費者の役割

(消費者の役割)

第7条 消費者は、自ら進んで、その消費生活に関して、必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動するよう努めなければならない。

消費者は、消費生活に関し、環境の保全及び知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めなければならない。

保護される消費者から 自ら学び合理的に行動する消費者へ

【モデル事例】

千葉大学園芸学部の市民講座に参加した松戸市民が「食の安全安心を考える市民の会」を結成。

食品のリスクを学び、**適正消費者規範(GCP)**を作り「知っていると便利!!食品の安全な取扱い手帳」を発行！



食品安全を理解するために 消費者に求められるリテラシー（読み解く力）

- 科学リテラシー

一般に知られている科学的な思考ができる力

- 情報リテラシー

情報収集ができる能力

氾濫する情報の中から必要な情報を

探し出し、信頼性を評価できる能力

- 表示リテラシー

表示は食品安全と選択のための目的がある

原産地表示は、食品安全の表示ではないことを知っておこう



**食べ物情報に食べものにされないで！
まずは調べてみましょう**

健康・医療

輸入食品監視業務FAQ

- [Q.1 輸入食品の安全性確保はどのように図られていますか？](#)
- [Q.2 輸出国での安全対策はどのようにして進めているのですか](#)
- [Q.3 輸入時\(水際\)での対策とはどのようなものですか。](#)
- [Q.4 モニタリング検査とはどのようなものですか](#)
- [Q.5 検査命令とはどのようなものですか](#)
- [Q.6 輸入食品について、日本では全体の約1割しか検査が実施されていないと聞きますが、食の安全は十分に確保されているのでしょうか。](#)
- [Q.7 日中食品安全推進イニシアチブの内容と成果について教えてください。](#)
- [Q.8 中国産食品の危険性を指摘する報道がありますが、中国から日本に輸入される食品は大丈夫ですか。](#)
- [Q.9 中国から輸入される食品の残留農薬や残留動物用医薬品\(抗菌性物質等\)の検査状況はどうなっていますか。](#)
- [Q.10 米国の牛はホルモン剤を使用している一方で、EUはこれらの牛肉の輸入を禁止していると聞きました。安全性に問題はないのでしょうか。また、ラクトバミンについては、](#)
- [Q.11 米国産オレンジ等に使用されている防かび剤の規制はどうなっていますか。](#)
- [Q.12 米国では、日本において認められていない食品添加物が多数使用されており、その一部が日本にも輸入されているのではないですか。](#)

ひと、くらし、みらいのために

[本文へ](#) [ホーム](#) [お問合せ](#)



テーマ別に探す

報道・広報

政策について

厚生労働省について

新

[ホーム](#) > [政策について](#) > [分野別の政策一覧](#) > [健康・医療](#) > [食品](#) > [「健康食品」のホームページ](#) > [食品の安全に関するQ&A](#)

食品の安全に関するQ&A

食品の安全に関するQ&A

新着Q&A

- 2016年12月06日掲載 [粉ミルクの原料について\(Q&A\)](#) [31.5KB]
- 2016年12月06日掲載 [防かび剤\(ポストハーベスト農薬\)について\(Q&A\)](#) [46.9KB]
- 2016年11月25日掲載 [アメリカとカナダで承認された遺伝子組換えサケについて\(Q&A\)](#) [402KB]
- 2016年11月25日掲載 [牛や豚に使用される肥育促進剤\(肥育ホルモン剤、ラクトバミン\)について\(Q&A\)](#) [592KB]

輸入食品が食卓に届くまで～輸入食品の安全管理～



輸入食品の安全性確保を目指して～検疫所の仕事～(YouTube配信)



- menu
- 調理法で予防できる食中毒
- 安全・安心・子供が喜ぶお弁当
- 知っておきたい子供の食物アレルギー
- 子供のための栄養バランス
- 食品添加物とのつきあい方
- 食べ物は正しく

国産食品と輸入食品

スーパーに買い物にいくと、最近では本当に多くの輸入食品を見かけるようになりました。食の国際化は、年々進んでいますが、一方、親としては子供たちに日本独特の食文化を伝えたいという思いも。国産食品と輸入食品のこと、いっしょに考えてみませんか。



1000人/の子育て世代に聞きました
「国産食品と輸入食品」に関心がありますか？ 関心がある **81%** **81%** by食パト調査

Q1

日本では輸入食品の検疫、チェック体制はどうなっているのですか？



Answer



全国の海空港に厚生労働省の検疫所が設置されており、ここで輸入食品の監視を行っています。営業用に食品を輸入するとき、輸入する人が必ず届出をしなければならないことが食品衛生法で決められています。輸入届出書には、その食品の原材料や成分、製造工程の説明などが書かれており、検疫所ではその食品が食品衛生法に適合するかどうか確認を行います。通常、検査は、食品の種類ごとに検査の件数や項目を決め、計画的に行いますが、違反の発見状況によっては、より厳しい「検査命令」が出されます。この場合、輸入のつど検査が求められ、検査に合格しなければ輸入・流通が認められません。

FOOCOMもウェブサイトで、専門家による情報発信をしています

○ めんどな話になりますが… | 松永 和紀

どんなコラム？

職業は科学ライターだけど、毎日買い物をして、家族の食事を作る生活者、消費者でもあります。多角的な視点で食の課題に迫ります

プロフィール

京都大学大学院農学研究科修士課程修了後、新聞記者勤務10年を経て2000年からフリーランスの科学ライターとして活動



輸入食品の安全性シンポジウム 10月11日午後、練馬区役所で

ツイート シェア チェック BI Share / Save

2014年10月9日

また、週刊文春が中国製食品警告キャンペーンを始めた。「学校給食に中国産を使っているのはけしからん」という内容だ。

今回は、中国産に加えて、「あなたの子どもが知らずに食べている」というキャッチコピー。文中には「未来を背負う子どもたち」というフレーズも。相変わらず、読者の興味を引くのがうまい。

海外で作られる日本向けの食品については、多くの場合、日本の商社や食品メーカー等が指導や管理・監視をしており、中国産の十把一絡げの扱いには無理がある。中国からの輸入件数が多いのでたしかに違反件数も多いが、違反の割合は諸外国平均より低い……。そんなこと

○ 食品表示・考

オバマ大統領が遺伝子組換え食品表示義務化法案に署名 その内容は？

ツイート シェア チェック BI Share / Save

2016年7月31日

先週発行された週刊誌AERA(2016年7月25日増大号)で、「ホルモン剤肉に遺伝子組み換え-TPPで日本の食卓が危ない-」とする記事が掲載された。TPP発効後に日本の食品の安全基準が緩和され、米国が日本に対して遺伝子組換え食品の義務表示撤廃を求めてくることを懸念する内容だ。

いつまでそんなことを言っているのだろう。米国の遺伝子組換え食品表示を取り巻く状況は大きく変わってきたのに、記事は現状を踏まえていない。

米国では、昨年末から遺伝子組み換え食品の表示を義務づける法律案がまとまり、米国会議会で審議されてきた。法律案(Mandatory Labeling Bill, S. 764)は、2016年7月に上院、下院で可決され、2016年7月29日、オバマ大統領が署名し、法律が成立した。主要紙が報道している。

○ 今月の質問箱 | 瀬古 博子

どんなコラム？

いろいろな場面で食品安全や食品表示の質問、疑問に遭遇します。自分なりに、気になる質問のコアエを探したい

プロフィール

消費生活アドバイザー。食品安全に関する広報業務に従事して十数年。個人の考えを書いています



肉のホルモン剤が心配ですか？(1)

ツイート シェア チェック BI Share / Save

2016年12月7日

輸入食品を不安視する情報は、インターネットの中では、相変わらずたくさん見られます。最近、特に目につくのが、牛肉等の肥育ホルモン剤に関する情報です。

例えば、

「日本では禁止されているのに、輸入肉には含まれていて、野放しだ」
「肥育ホルモン剤には健康リスクがあり、世界中で禁止されている」
「EUでは肥育ホルモン剤を禁止してから、乳がん死亡率が下がった」
など。

ご存じのとおり、インターネットの情報は、玉石混交です。

何が事実なのか、確認してみましょう。

○ GMOワールドⅡ | 宗谷 敏

どんなコラム？

一般紙が殆ど取り上げない国際情勢を紹介しつつ、単純な善悪二元論では割り切れない遺伝子組み換え作物・食品の世界を考察していきたい

プロフィール

油糧種子輸入関係の仕事柄、遺伝子組み換え作物・食品の国際動向について情報収集・分析を行っている



速報: 未承認GMコムギ騒動リターンズ〜アルゼンチン輸出コムギに混入、ワシントン州でも発見

ツイート シェア チェック BI Share / Save

2016年7月30日

韓国がアルゼンチンから輸入した飼料用コムギに未承認GM(遺伝子組換え)コムギが混入し、米国では2013~14年のオレゴン州とモンタナ州に続き、ワシントン州の休耕地から未承認GMコムギが新たに発見された。これらの事件について速報する。